

議会運営委員会日程

平成27年9月4日（金）

午前10時 502会議室

日程第1 委員会で審査中の請願・陳情にかかわる代表質問について

日程第2 今後の議会改革等の検討課題について

日程第3 その他

請願・陳情にかかわる代表質問発言通告書

平成27年9月3日

川崎市議会議長 様

会 派 名 _____ 自由民主党 _____
代表質問者 _____
氏 名 _____ 松原成文 _____

代表質問の実施に当たり、代表質問実施要領2の(2)の規定により、次のとおり通告いたします。

請 願 名
請願第1号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

陳 情 名
陳情第15号 出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情



請願・陳情にかかわる代表質問発言通告書

平成27年9月3日

川崎市議会議長 様

会 派 名 民主みらい
代表質問者
氏 名 堀 添 健

代表質問の実施に当たり、代表質問実施要領2の(2)の規定により、次のとおり通告いたします。

請 願 名
請願第1号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、 教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に 関する請願
請願第3号 住環境保全のため、109戸大ワンルームマンション計画の変更を求 める請願

陳 情 名
陳情第7号 医療的ケアが必要な子供も入所できる保育所の体制変更を願う陳情
陳情第12号 管区内の海面清掃事業に関する陳情
陳情第15号 出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情



川崎市議会議会改革検討委員会の設置について（案）

（設置）

- 1 川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第2項の規定に基づき、次のとおり協議等の場を臨時に設置する。

（名称）

- 2 前項の協議等の場の名称は、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

（目的）

- 3 検討委員会は、議会改革に関する諸事項について協議又は調整を行う。

（構成員）

- 4 検討委員会は、会派から選出された議員により構成する。

（招集権者）

- 5 検討委員会は、委員長が招集する。

（設置期間）

- 6 検討委員会の設置期間は、議員任期満了の日までとする。

川崎市議会議会改革検討委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）第131条第4項の規定に基づき、川崎市議会議会改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、議長からの協議依頼に基づき、議会改革に関する諸事項について、協議又は調整を行う。

（組織等）

第3条 検討委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員4人をもって組織する。

2 委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派からそれぞれ選出し、委員は各会派から1人ずつ選出する。

3 会派は、委員長、副委員長及び委員を選出又は変更しようとするときは、議長に届け出るものとする。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、検討委員会の設置期間とする。ただし、補欠委員（委員長及び副委員長を含む。）の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

6 委員に事故等があるときは、当該委員の属する会派は、代理の議員を出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、次条第2項に規定する委員の出席とみなす。

（運営等）

第4条 検討委員会は、委員長が招集し、その議事を主宰する。

2 検討委員会は、原則として、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて、検討委員会の了承を得て、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

5 検討委員会の進行及び取りまとめについては、原則全会一致による。ただし、意見の一致に至らない協議項目については、委員の意見をもって取りまとめに代える。

6 検討委員会は、原則公開とし、一般傍聴及び記者傍聴の取扱いは、常任委員会の例による。

7 検討委員会における議員傍聴については、これを認める。

(結果等の報告)

第5条 委員長は、協議の経過及び結果について、議長に報告する。

(記録)

第6条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

3 記録の作成方法は、常任委員会の例による。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、議会局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

平成27年第4回川崎市議会定例会
議事日程第4号

平成27年9月11日(金)
午前10時 開 議

第 1

- 議案第123号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について
議案第124号 川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第129号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第130号 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区用地の取得について
議案第131号 市道路線の認定及び廃止について
議案第132号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について
議案第133号 訴えの提起について
議案第134号 平成27年度川崎市一般会計補正予算
議案第135号 平成27年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第136号 平成27年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第137号 平成27年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算
議案第138号 平成27年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第139号 平成27年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
報告第 16号 健全化判断比率の報告について
報告第 17号 資金不足比率の報告について
報告第 18号 公益財団法人川崎市国際交流協会ほか23法人の経営状況について
報告第 19号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分について

第 2

- 議案第140号 平成26年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第141号 平成26年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第142号 平成26年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第143号 平成26年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第144号 平成26年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第145号 平成26年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第146号 平成26年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号 平成26年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号 平成26年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号 平成26年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第150号 平成26年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第151号 平成26年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第152号 平成26年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第153号 平成26年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第154号 平成26年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第155号 平成26年度川崎市下水道事業会計決算認定について
議案第156号 平成26年度川崎市水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について
議案第157号 平成26年度川崎市工業用水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について
議案第158号 平成26年度川崎市自動車運送事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について

第 3

請願・陳情

第 4

川崎市議会議会改革検討委員会の設置について

議会運営に関する検討項目

1 前期からの申し送り事項

- 会期の見直し

2 議会運営委員会で提案された事項

- 議決事項の見直し
- 市民（議会）報告会の検討
- 常任委員会における重点調査項目の選定
- 水道企業団議会、後期高齢者医療広域連合議会、競馬組合議会の各議会における審議状況等の常任委員会への報告
- 委員会資料の事前配布の検討
- 特別委員会の設置
- 常任委員会の所管局の見直し
- 文書質問制度
- 議案の提出のあり方（指定管理議案など）
- 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討
- 同意人事案件への議会の関与のあり方
- 委員会への資料提出のあり方
- 請願、陳情審査の結論のあり方
- 請願、陳情の意見陳述の機会の付与